

瑞浪市告示 35号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定の事務を行わせる者を指定し、及び当該事務の委託をしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月23日

瑞浪市長 水野 光二

1. 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫
東京都千代田区一番町25番地
2. 指定をした日
令和8年3月23日
3. 委託した公金事務に係る歳入等
コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書交付手数料
4. 歳入等の公金事務を委託した日
令和8年3月23日